

第一 設問1

1 Cの主張

Cは債務者Aに金銭債権を有しているところ、令和6年2月1日に乙債権の差押命令を申し立て、同月10日に第三債務者Bに差押命令が送達されているため、同月25日以降に発生する賃料の支払を求めることができる（民執法155条1項）。

2 Bの反論

Bは、AがDに乙債権を売却したことにより、乙債権はAに帰属しないと反論する。

(1) 将来債権譲渡の有効性

Aは令和6年3月分以降の将来発生する債権を譲渡しているところ、意思表示の時点で債権が発生していることは不要であり（466条の6第1項）、将来債権が特定されていれば有効に成立する。

本件では、将来債権は令和6年3月分から令和12年5月分までの、本件賃貸借に基づく賃料債権（前月25日支払）であり、特定に欠けるところはない。

(2) 第三者対抗要件

債権譲渡について、譲渡人Aから債務者Bに対し、「確定日付のある証書」たる内容証明郵便にて通知がなされているため、第三者対抗要件を満たす（467条2項）。

他方、Cの差押えの効力は、差押命令がBに送達された時に生ずる（民執法145条5項）。

債務者に二重弁済のリスクを負わせないように優先順位は債務者への到達の先後で決せられるべきであるところ、内容証明郵便は令和6年2月8日に到達し、差押命令が送達された同月10日に先立っているため、債権譲渡が優先する。

3 Cの再反論

Cは、かかる債権譲渡が公序良俗（90条）に反し無効であると再反論する。

(1) 判断枠組み

債権譲渡契約締結時における譲渡人の資産状況、譲渡人の営業等の推移に関する見込み、契約内容、契約が締結された経緯等を総合的に考慮し、他の債権者に不当な不利益を与えるものであるなどの特段の事情が認められる場合、かかる契約は公序良俗に反し無効である。

(2) あてはめ

Aは、令和6年に入ると事業収益が極度に悪化して、負債額が積極財産を上回る常態となったため資力が回復する見込みは乏しく、不動産にもEの抵当権が設定されている。

また、Dは乙債権を一括して買い受けつつ、毎月の賃料の7割を売買代金としてAに支払う合意をしている。本来であれば将来債権の売却とは、債権額の一部に相当する売買代金を一括で取得することにより短期間で資金調達を可能にする点に意義があるところ、本件は回収した債権の一部が売買代金として支払われるため、資金調達によるメリットがない。

このように、将来債権譲渡の本来の意義に照らして不自然な契約内容であることや、AはDに債権者からの差押えのおそれがあると説明している経緯から、乙債権の執行を免れた上でAとDとで賃料を山分けするためのスキームであることが強く推認される。

以上より、本件の債権譲渡は、他の債権者に不当な不利益を与える特段の事情が認められるため、公序良俗に反し無効である。

4 結論

よって、Bは乙債権の支払を拒絶できない。

第二 設問2

1 Bの反論

Bは、乙債権の基礎となるA B間の賃貸借契約は、甲建物のAからBへの譲渡によって、賃貸人の地位もBに承継され（605条の2第1項）、当然に消滅すると反論する。

2 Cの再反論

Cは、譲渡契約を詐害行為取消権に基づき取り消すと再反論する。甲建物及び敷地は相当価格で売却されているところ、424条の2各号の要件を満たすか。

(1) 「隠匿等の処分」のおそれ

不動産を金銭に換価することは財産の隠匿を容易にするものであるから、「隠匿等の処分」のおそれが認められる。

(2) Aの意思

Aは乙債権の取立てを回避することを目的としていることから、強制執行を免れようとしていることは明らかであり、換価した金銭についても隠匿する意思が認められる。

(3) Bの認識

かかる契約は、乙債権の差押命令がAとBに送達された後に締結されているため、BはAの意思を認識していたことが推認される。

(4) 小括

したがって、Cは、譲渡契約を取り消すことができる。

3 結論

よって、Bは乙債権の支払を拒絶できない。

第三 設問3

1 Bの反論

Bは、A B Fの三者間でする乙債権と丙債権の相殺により、乙債権は消滅したと反論する。

2 Cの再反論

Cは、本件の相殺は501条1項の要件を充足しないと再反論する。

確かに、契約自由の原則（521条2項）から、三者間において相殺合意は有効である。

しかし、差押え後は債権の処分や弁済が禁止されるため（民執法145条1項）、相殺をもって差押債権者に対抗する（511条1項）には505条1項の要件を満たす必要がある。

本件では、乙債権はAのBに対する債権であり、丙債権はFのAに対する債権であるため、「互いに」債権を負担する場合にあたらぬ。

なお、実質的にはFのABに対する通知をもってBが丙債権を譲り受け、これを直ちに乙債権と相殺したとも解釈し得るが、差押え後に取得した他人の債権による相殺は差押債権者に対抗できない（511条2項但書）。

3 結論

よって、Bは乙債権の支払を拒絶できない。